

令和6年度若者支援コンシェルジュ事業業務委託仕様書（基本仕様書）

1 目的

県内の若者（概ね40歳未満）たちが地域活動に関して気軽に相談できる窓口機能を設置することで、若者が持てる力を十分に発揮できる環境づくりを行い、若者たちの新たなつながりと広がりによる更なる地域の活性化を図ることを目的に、若者支援コンシェルジュによるサポート体制を構築する。

2 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) 若者活動の総合窓口業務

総合窓口業務の対象は、山形県内で地域を元気にするための活動をしている（これから始めようとする）高校生から40歳位までの個人または団体とし、次の①から③までの業務を実施するものとする。また、SNS等各種媒体を効果的に活用し事業内容を広く周知すること。

① 若者や若者団体からの活動に関する相談の受付及び対応

- ・地域で活動する際の困りごとや知りたいことについての相談を受け付けること。
- ・相談受付のための電話、電子メール、SNSを利用できる環境を整備すること。
- ・受付に供する電話は、本事業の専用電話とし、出られない場合の対応も行うこと。また、受け付けた相談等には、できるだけ速やかな対応を行うこと。
- ・直接、または間接的に相談の依頼があった場合に、持ちうる情報での対応ができなければ、速やかに、山形県しあわせ子育て応援部多様性女性・若者活躍課（以下「県」という。）や関係団体等に相談し、できる限りの対応を行うこと。
- ・対応した案件については、内容について県と情報共有を行うこと。
- ・相談窓口の設置について、周知広報すること。

② 若者の交流の場づくり

- ・回ごとにテーマを定めた若者の交流の場を企画し、年に4回程度実施すること。
- ・テーマは若者のニーズに沿ったものとする。

③ 相談内容等に応じた指導等を行う「若者サポーター」*の登録及び派遣

- ・現在、若者支援コンシェルジュに登録されている若者サポーターを引き続き登録すること。令和7年3月31日までに5名以上の新規登録者確保に努めること。
- ・上記①で受け付けた相談に応じて現地指導（アドバイスや作業のサポート等）を行うよう若者サポーターに要請し、派遣すること。
- ・若者サポーターに指導等を要請した場合には、謝金及び交通費を支払うこと。
- ・若者サポーターの登録については、地域間及びサポート可能な分野等のバランスを考慮し、県と協議のうえ決定すること。

*「若者サポーター」とは若者の活動を応援するため、相談内容に応じた現地指導等を行うもの。

(2) 若者向け地域活動ミニ情報紙の作成

若い世代の地域活動への意欲の醸成を図るとともに、本県が若者にとって活動しやすい場所であることをPRするため、若者支援コンシェルジュへの相談等を通じて活動を

展開している好事例などを集約した印刷物を作成すること。

- ・掲載内容については、県と協議のうえ決定すること。また、作成に際しては、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないよう留意すること。
- ・印刷物は3,000部以上/回を年1回以上発行し、関係機関等に配付・設置すること。
- ・若者向け地域活動ミニ情報紙は(4)で運用する若者交流ネットワークサイトに電子データを掲載すること。
- ・作成した印刷物については、県に成果品として10部納品すること。

掲載内容イメージ

- ・地域活動のノウハウ
- ・若者支援コンシェルジュの紹介 など

(3) 若者支援情報の収集・提供業務

① 行政や民間の支援制度に関する情報収集及び提供

- ・市町村、県及び民間企業等における各種若者支援制度にかかる情報を収集し、(4)で運用する若者交流ネットワークサイトで公開するとともに、相談に応じ、必要な情報提供を行うこと。

② 県内の若者活動の把握、情報発信

- ・若者活動の把握に努め、情報を得た場合は、若者交流ネットワークサイト及びSNS等を活用して情報発信を行うこと。

③ 情報交換会の開催

- ・若者への支援を効果的に行うため、若者サポーター、県及び関係者による情報交換会(研修を含む)を年3回程度行うこと。
- ・情報交換会に出席する若者サポーターには、旅費を支払うこと。

④ 若者のニーズ調査

- ・ウェブアンケート等を実施し、県内で活動する若者たちの地域活動における課題や求められる支援等のニーズ、「山形県こども計画(仮称)」策定の参考とするための若者たちの意見調査を実施すること。なお、「山形県こども計画(仮称)」策定の参考とするための調査の内容は県と協議のうえ決定すること。

(4) ウェブサイト「若者交流ネットワークサイト」運用業務

- ・本県若者の活動に関する情報を集約できるように工夫し、地域で活動する若者(団体)が、各種支援や若者(団体)の活動等に関する情報を入手しやすいよう、県と協議のうえ、若者交流ネットワークサイトを運用すること。
- ・若者交流ネットワークサイトへのアクセス数の増加に努めること。
- ・若者交流ネットワークサイトを県と協議のうえリニューアルすること。
- ・「山形を届けるWebメディア anone.」のサーバー・ドメインを管理すること。なお、運用については県が行う。
- ・県内の若者の活動などで実績のある6名程度に「山形暮らしの魅力、県内で活躍する若者の活動」に係る記事を執筆してもらいウェブサイトに掲載すること。なお、執筆者には交通費を含めた謝金を支払うこととし、金額は1回2万円を原則とする。なお、記事執筆者その他詳細は県と協議のうえ決定すること。

4 事業効果測定等の実施

若者活躍を進めるうえでの若者の課題や現状、感想等の事業効果、今後の事業実施や展開に希望すること等について、利用者の意見を取りまとめ、分析を加えて結果を報告すること。

5 県への報告等

(1) 受託者から県に対する報告等

業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて定められた期日まで提出すること。

(2) 県による実施状況の把握等

県は必要に応じて、実施状況について報告を求め、実施状況を把握するために現地確認を実施し、適当でない事項については、改善指導を行うことがある。

6 著作権等

(1) この委託業務の成果に係る著作権は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の定めるところに従い受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(2) 受注者は発注者に対し、次に掲げる成果品の利用を許諾する。この場合において、受注者は、次に掲げる成果品の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

①成果品を利用して発注者の業務を実施すること。

②前号の業務の目的及び運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 受注者は、発注者に対し、成果品の内容を自由に公表することを許諾する。

(4) 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとする。

(5) 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得なければ、成果品の内容を公表してはならない。

(6) 受注者は、成果品に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(7) 受注者は、発注者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

7 業務の引継

(1) 委託期間満了後、受注者が次期の受注者でなくなる場合、受注者は次期受注者に対し業務に関して十分な引継ぎを行うこと。その引継ぎ期間は令和 7 年 3 月 31 日までとし、次期受注者が円滑に業務を実施できるようサポートすること。なお、この業務引継ぎに要する経費は受注者が負担すること。

また、次期受注者への引継完了後、受注者のシステム上に残るデータは、受注者の責任においてデータの復元ができない状態に完全に削除・消去し、消去が完全に行われたことを確認できる証明書を提出すること。

(2) 委託期間満了後、受注者が次期の受注者でなくなった場合、次期受注者から業務に関し照会があったときは、それに応じること。

8 留意事項

(1) 当業務の実施に際して、感染症が流行した場合、感染拡大防止の対策を講じること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度県と受注者が協議により決定すること。
- (3) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、独自提案として、県に対して積極的に提案すること。
- (4) 当該業務の実施により知りえた個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (6) 業務を行う際に、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受注者の責任においてこれを解決すること。また、速やかに県に連絡すること。
- (7) 事業に関する記事、写真、映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。
- (8) 本事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。